

石川県公報

令和5年9月22日

第13644号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群）の一部変更（水産課）	1
○令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（同）	2
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正（出納室）	2
公 告	
○入札公告（カーボンニュートラル推進課）	2
○大規模小売店舗の新設の届出の公告（経営支援課）	4
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	5
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	6
○道路の位置の指定公告（建築住宅課）	7
公安委員会	
○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	7
選挙管理委員会	
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	7
○政治団体の解散の届出の公表	8
○政治団体の収支報告書（平成29年分）の訂正願の要旨の公表	8
○政治団体の収支報告書（平成30年分）の訂正願の要旨の公表	8
○政治団体の収支報告書（令和元年分）の訂正願の要旨の公表	9
○政治団体の収支報告書（令和2年分）の訂正願の要旨の公表	9
○政治団体の収支報告書（令和3年分）の訂正願の要旨の公表	9
○政治団体の収支報告書（平成28年分）の訂正願の要旨の公表	10
○政治団体の収支報告書（平成29年分）の訂正願の要旨の公表	10
○政治団体の収支報告書（平成30年分）の訂正願の要旨の公表	10
○政治団体の収支報告書（令和元年分）の訂正願の要旨の公表	11
○政治団体の収支報告書（令和2年分）の訂正願の要旨の公表	11
○政治団体の収支報告書（令和3年分）の訂正願の要旨の公表	12

告 示

石川県告示第371号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群）（令和4年石川県告示第488号）の一部を令和5年9月12日に変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第3	まいわし対馬暖流系群	第3	まいわし対馬暖流系群
1	都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	1	都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
	26,100トン		26,100トン
2	知事管理区分に配分する数量	2	知事管理区分に配分する数量
	知事管理区分		知事管理区分
	配分数量		配分数量
	石川県中型まき網漁業		石川県中型まき網漁業
	5,600トン		5,600トン
	石川県その他漁業（定置漁業等）		石川県その他漁業（定置漁業等）
	10,500トン		16,000トン

石川県告示第372号

令和5管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びすめいか)(令和5年石川県告示第115号)の一部を令和5年9月12日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

変更後		変更前	
第1 くろまぐろ(小型魚)		第1 くろまぐろ(小型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
113.8トン		113.8トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	105.8トン	石川県定置網漁業	105.8トン
石川県漁船漁業	7.2トン	石川県漁船漁業	6.2トン
第2 くろまぐろ(大型魚)		第2 くろまぐろ(大型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	
26.8トン		26.8トン	
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	22.8トン	石川県定置網漁業	20.8トン
石川県漁船漁業	2.2トン	石川県漁船漁業	2.2トン

石川県告示第373号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和5年10月23日から施行する。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行西金沢支店の項中「金沢市西金沢1丁目」を「金沢市西金沢4丁目」に改め、表の株式会社北国銀行保古町支店の項中「金沢市保古町」を「金沢市西金沢4丁目」に改め、表の株式会社北国銀行八日市支店の項中「金沢市八日市3丁目」を「金沢市西金沢4丁目」に改める。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

ひゃくまんさんフィギュア設置業務

(2) 業務内容

ひゃくまんさんフィギュア設置業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に係る書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、(1)アの提出期間内に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 令和5年9月22日(金)から同月27日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年9月28日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課
電話番号 076-225-1527
- (2) 交付期間
令和5年9月22日(金)から同月27日(水)まで(県の休日を除く。)
- (3) 交付時間
午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

令和5年9月29日(金)午前11時
石川県庁行政庁舎8階812会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショッピング小松店及びAOKI小松店
小松市日の出町四丁目70番1 ほか30筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役 平邑 秀樹
富山県富山市赤田487番地1

株式会社AOKI 代表取締役 森 裕隆
神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社大阪屋ショッピング 代表取締役 平邑 秀樹
富山県富山市赤田487番地1

株式会社AOKI 代表取締役 森 裕隆
神奈川県横浜市都筑区葛が谷6番56号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年5月8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,792平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 117台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 77台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 115平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 17.7立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 6か所

位置 縦覧による。

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 24時間

荷さばき施設② 午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和5年9月7日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

9 届出等の縦覧期間

令和5年9月22日から令和6年1月22日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年1月22日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティショッピングプラザ小松

小松市園町ハ23番地1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 協同組合コミュニティショッピングプラザ小松

理事長 桶谷 聖一

小松市園町ハ23番地1

ほか1者

(変更後) 協同組合コミュニティショッピングプラザ小松

理事長 桶谷 聖一

小松市園町ハ23番地1

ほか1者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社 平和堂

代表取締役 夏原 平和

滋賀県彦根市小泉町31番地

ほか32者

(変更後)株式会社 平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

ほか24者

3 変更の年月日

(1) 令和元年5月30日

(2) 令和5年7月24日

4 変更する理由

大規模小売店舗の設置者の住所及び代表者を変更し、また、テナント入れ替えにより小売業を行う者を変更したため

5 届出年月日

令和5年8月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和5年9月22日から令和6年1月22日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年1月22日

金沢市鞍月1丁目1番地

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コミュニティショッピングプラザ小松

小松市園町ハ23番地1

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 1,268台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 700台

3 変更する年月日

令和6年4月26日

4 変更する理由

利用実態に合わせた駐車場の収容台数とするため

5 届出年月日

令和5年8月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

- 令和5年9月22日から令和6年1月22日まで
8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年1月22日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年9月22日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜ほ50番4、51番5	幅員 6.00m 延長 34.24m	金沢市高尾台一丁目84番地 エフピー・リアルエステート株式会社	令和5年9月5日

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第六号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表三の項6イ中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

第十条の表一般国道四百七十号の項中「輪島市三井町洲衛十三部十一番四」を「輪島市三井町本江湯平山二番十五」に改め、同表県道高松内灘線の項の次に次のように加える。

県道宮永横川町線 金沢市上荒屋一丁目三百七十二番から野々市市御経塚二丁目二百七十六番まで

第十条の表金沢市道押野一号上荒屋一丁目線一号の項を削り、同表野々市市道二級幹線足田御経塚線の項中「野々市市御経塚二丁目三百三十三番」を「野々市市御経塚二丁目二百七十六番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県 歯科医師連盟支部	飯 利 邦 洋	会計責任者	竹 中 望	高 川 美和子	令和5年6月24日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石川県歯科医師連盟	飯利邦洋	会計責任者	竹中望	高川美和子	令和5年6月24日
山田ひろし 石川県後援会	飯利邦洋	会計責任者	竹中望	高川美和子	令和5年6月24日
比嘉なつみ 石川県後援会	飯利邦洋	会計責任者	竹中望	高川美和子	令和5年6月24日
石川県民主 教育政治連盟	盛本芳久	会計責任者	浅村起嘉	山根靖則	令和5年8月2日
からかみ会	越村正志	代表者	越村正志	塩山和也	令和5年8月9日

石川県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
吉田かんじ後援会	北村進二	令和5年4月17日
金沢の未来を心でつなぐ会	八橋徹	令和5年8月10日

石川県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成29年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県歯科医師連盟支部
- 2 訂正した収支報告書 平成30年4月2日報告分
- 3 訂正事項

訂正事項	訂正前	訂正後
2 支出総額	0円	800,000円
3 翌年への繰越額	884,282円	84,282円
4 支出の内訳 政治活動費 その他の経費	(記載なし) (記載なし) (記載なし)	4 支出の内訳 政治活動費 800,000円 その他の経費 800,000円

- 4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成30年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県歯科医師連盟支部
- 2 訂正した収支報告書 平成31年4月1日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 支出総額	884,282円	84,282円
前年繰越額	884,282円	84,282円
3 翌年への繰越額	884,282円	84,282円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(令和元年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県歯科医師連盟支部
- 2 訂正した収支報告書 令和2年3月30日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 支出総額	884,282円	84,282円
前年繰越額	884,282円	84,282円
3 翌年への繰越額	884,282円	84,282円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(令和2年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県歯科医師連盟支部
- 2 訂正した収支報告書 令和3年3月31日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 支出総額	884,282円	84,282円
前年繰越額	884,282円	84,282円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(令和3年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 自由民主党石川県歯科医師連盟支部
- 2 訂正した収支報告書 令和4年3月30日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 支出総額	884,282円	84,282円
前年繰越額	884,282円	84,282円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成28年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 石川県歯科医師連盟
- 2 訂正した収支報告書 平成29年3月31日報告分
- 3 訂正事項

訂正事項	訂正前	訂正後
2 支出総額	10,033,474円	10,807,014円
3 翌年への繰越額	3,363,435円	2,589,895円
5 支出の内訳 中		
政治活動費	9,859,900円	10,633,440円
その他の経費	583,904円	1,357,444円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成29年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 石川県歯科医師連盟
- 2 訂正した収支報告書 平成30年4月2日報告分
- 3 訂正事項

訂正事項	訂正前	訂正後
1 収入総額	10,008,685円	9,626,625円
前年繰越額	3,363,435円	2,589,895円
本年收入額	6,645,250円	7,036,730円
3 翌年への繰越額	2,440,623円	2,058,563円
4 本年收入の内訳 中		
その他の収入	10,000円	401,480円
一件十万円未満のもの	10,000円	401,480円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成30年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 石川県歯科医師連盟
- 2 訂正した収支報告書 平成31年4月1日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	8,707,308円	9,162,854円
前年繰越額	2,440,623円	2,058,563円
本年收入額	6,266,685円	7,104,291円
3 翌年への繰越額	2,128,042円	2,583,588円
4 本年收入の内訳 中		
その他の収入	60,000円	897,606円
一件十万円未満のもの	60,000円	897,606円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（令和元年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 石川県歯科医師連盟
- 2 訂正した収支報告書 令和2年3月30日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	7,925,512円	8,381,058円
前年繰越額	2,128,042円	2,583,588円
2 支出総額	6,271,517円	6,589,007円
3 翌年への繰越額	1,653,995円	1,792,051円
5 支出の内訳 中		
政治活動費	6,138,729円	6,456,219円
その他の経費	299,764円	617,254円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（令和2年分）について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 政治団体の名称 石川県歯科医師連盟
- 2 訂正した収支報告書 令和3年3月31日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	8,921,295円	9,059,351円
前年繰越額	1,653,995円	1,792,051円
2 支出総額	3,619,505円	6,604,685円
4 支出の内訳 中		
政治活動費	3,427,333円	6,412,513円
その他の経費	92,840円	3,078,020円

4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日

石川県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(令和3年分)について、訂正願の提出があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和5年9月22日

石川県選挙管理委員会

- 1 政治団体の名称 石川県歯科医師連盟
- 2 訂正した収支報告書 令和4年3月30日報告分
- 3 訂正事項

訂 正 事 項	訂 正 前	訂 正 後
1 収入総額	12,362,490円	9,515,366円
前年繰越額	5,301,790円	2,454,666円
2 支出総額	5,944,060円	7,936,460円
4 支出の内訳 中		
政治活動費	5,782,250円	7,774,650円
その他の経費	414,700円	2,407,100円

- 4 訂正願受理年月日 令和5年8月29日